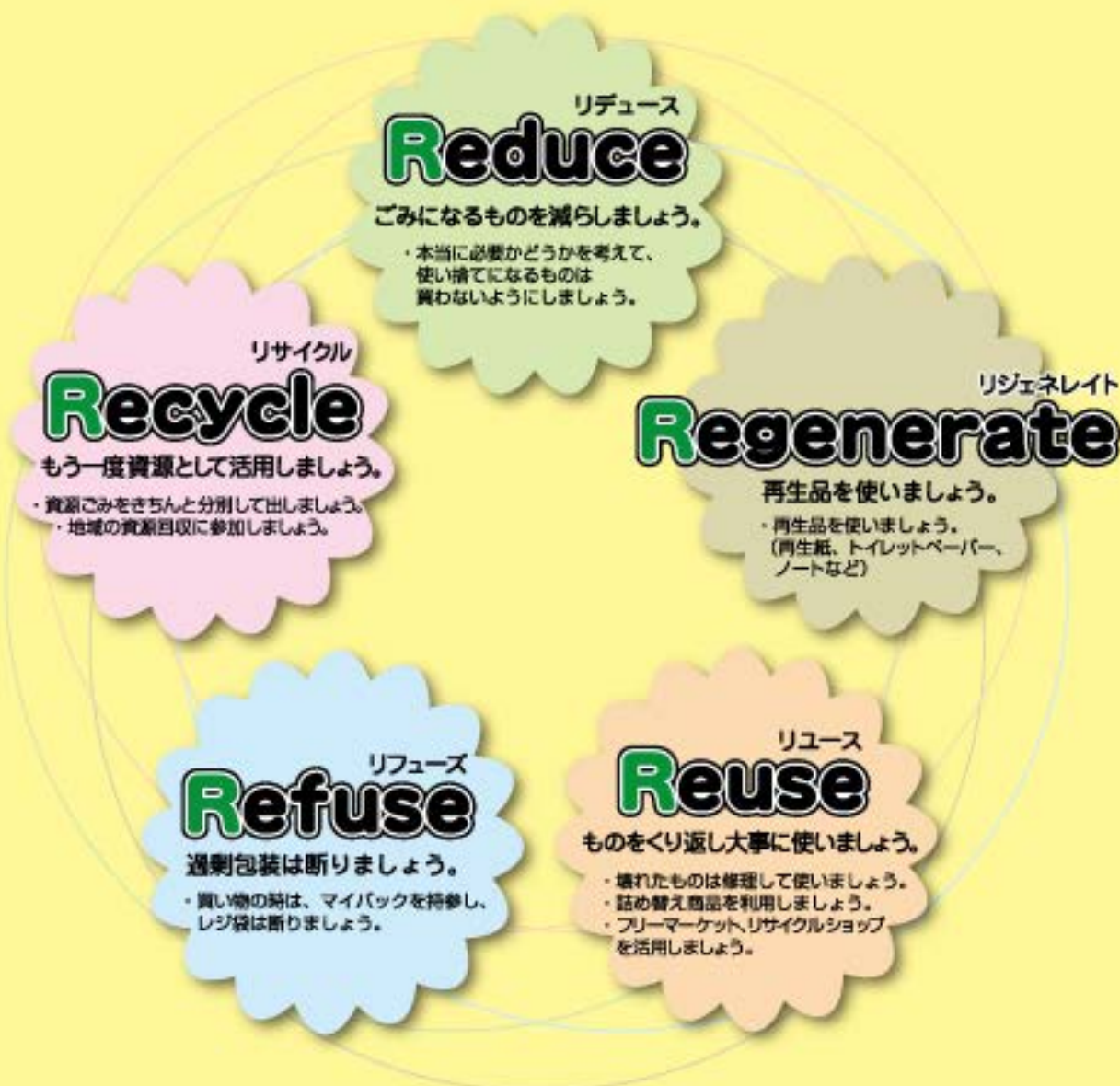


平成29年
4月から

近江八幡市 ごみの分別と出し方

ごみ減量のための「5R」

ひとりひとりのちょっとした心がけで、
資源の循環とごみ減量ができます。



ごみ出しのマナー

近江八幡市指定ごみ袋で出してください…………… p1
 ごみを出すときの基本ルール…………… p2

ごみ

燃えるごみ



p3

木類の出し方

p4

燃えないごみ



p5

出す時に注意が必要なもの・廃食油

p6

ビン類・缶類



p7

新聞、雑誌、ダンボール



p8

ペットボトル、紙パック、ライター・乾電池



p9

小型家電リサイクル

p10

家電リサイクル

p11

粗大ごみの出し方・収集の申込み方法

p12

ごみの直接搬入

p13

処理をおこなっていないもの

p14

資源ごみ

資源ごみ集団回収団体奨励金、生ごみ処理器購入補助金…………… p15

ごみ分別区分一覧表…………… p16～p33

燃えるごみ・燃えないごみは

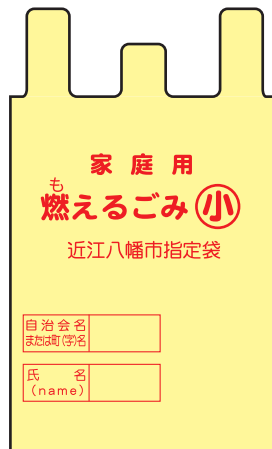
近江八幡市指定ごみ袋で出してください!!

指定ごみ袋制とは？

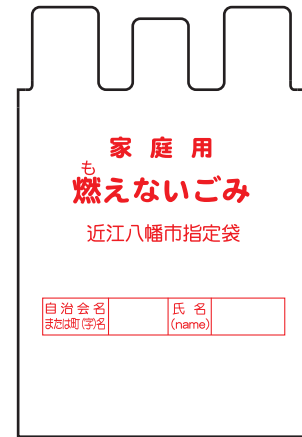
市民の皆さんがごみを出される際、市指定のごみ袋を使っていただく制度です。指定ごみ袋を使用していただくことで、分別ルールとごみ減量化意識の向上を図ります。



燃えるごみ (大)



燃えるごみ (小)



燃えないごみ



近江八幡市の指定ごみ袋以外では出せません。指定ごみ袋以外で出されたごみは、収集しません。

指定ごみ袋には、自治会名または町名と氏名を記入してください。



近江八幡市の指定ごみ袋の規格

種類	燃えるごみ(大)	燃えるごみ(小)	燃えないごみ
大きさ	45ℓ相当	25ℓ相当	30ℓ相当
袋の色	黄色半透明		白色半透明

指定ごみ袋は、登録店(スーパー、コンビニエンスストア、小売店など)で購入できます。

※登録店は市のホームページに掲載しています。



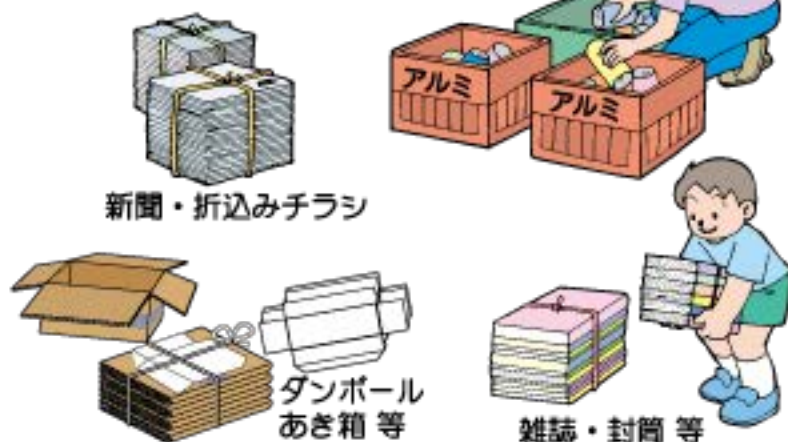
ごみを出すときの基本ルール

① ごみ処理の基本的な考え方

ごみの処理は出す人が適正に処理するよう法律で定められています。ただし、自分で処理できないごみは、市が行うごみの処理方法に従って処理するよう法律で定められています。

適正に処理する方法とは？例えば

地域の資源ごみ集団回収への協力



生ごみコンポスト等による堆肥化



販売店等のリサイクルボックスの利用

② どうしてもごみになる物は、ルールやマナーを守って出しましょう。

収集日に一時的にごみを保管しておく場所がごみステーションです。

利用できるごみステーションの場所は自治会やご近所でお尋ねください。

管理はごみ当番等を決めて利用者で行ってください。

1回に出せるごみは、おおむね3袋です。多量に出る場合は、直接処理施設に搬入してください。

ごみを出す日（収集日）は、「ごみカレンダー」で確認してください。お手元がない方は、市役所環境課窓口までお越しください。市ホームページにも掲載しています。

ごみステーション



市が定める方法で出してください。

収集作業が終わった後に出されたごみや分別が出来ていないごみ、粗大ごみは収集されません。

収集日の朝8時までに出してください。

1袋あたりの重量は、おおむね10kg以下としてください。